

【韓国】旭日旗の持込禁止措置を求める決議

海外立法情報課 藤原 夏人

関西館アジア情報課 田中 福太郎・廣田 美和

* 2019年9月30日、韓国国会において、「2020東京オリンピック及びパラリンピックにおける旭日旗の競技場内持込禁止措置を求める決議案」が可決された。

1 背景と経緯

現在の我が国の海上自衛隊の自衛艦旗及び陸上自衛隊の自衛隊旗（連隊旗）は、1954年に制定された自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）¹第1条の2第2項の規定により、同法施行令別表第1に掲げられた意匠を用いることが規定されている²。

自衛隊法施行令の制定以来、これらの旗は、国内外の様々な場面で掲げられてきている。また、これらの旗に用いられている旭日の意匠は、日本国内で長い間広く利用されており、今日でも、大漁旗等日常生活の様々な場面で使われているほか、類似のデザインが世界で広く使用されている³。

一方、韓国では、旭日の意匠が用いられた旗（いわゆる「旭日旗」）について、「軍国主義」の象徴だと理解されており、とりわけ2010年代以降、旭日旗及び旭日旗を連想させるあらゆる意匠を追放の対象とする動きが拡大した⁴。

2018年10月には韓国主催の国際観艦式に海上自衛隊が参加を予定していたが、韓国海軍から全参加国に対し「自国の国旗と韓国国旗をマストに掲揚する」及び「艦首及び艦尾の旗は掲げない」旨の要請があった⁵。自衛艦旗は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）⁶及び海上自衛隊旗章規則（昭和30年海上自衛隊訓令第44号）⁷により艦尾への掲揚が義務付けられており⁸、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。[]は筆者による補足。

¹ 「自衛隊法施行令」（昭和29年政令第179号）<https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=329CO0000000179>

² 自衛艦旗及び自衛隊旗の意匠については、同法施行令別表第一のほか、「自衛隊の旗と海上自衛隊の満艦飾について」防衛省ウェブサイト<<https://www.mod.go.jp/j/publication/shiritai/flag/index.html>>を参照。

³ 「旭日旗について」外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000481575.pdf>>なお、この資料は、英語版、韓国語版、フランス語版及びスペイン語版も参考資料として掲載される。「旭日旗」外務省ウェブサイト<https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_003194.html>

⁴ 木村幹「旭日旗問題に見る韓国ナショナリズムの新側面」『国際協力論集』27巻1号、2019.7、pp.21-46.<http://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-publication/jics/27-1/kimura_27-1.pdf>

⁵ 報道によると、当該措置は、海上自衛隊の参加艦に自衛艦旗を掲揚しないよう求めるために講じられたものとされる。「외교마찰 비화 '육일기' 논란, 日합정 관함식 불참으로 일단락」『연합뉴스』2018.10.5.<<https://www.yna.co.kr/view/AKR20181005161900014?input=1195m>>

⁶ 「自衛隊法」（昭和29年法律第165号）<https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=329AC0000000165>

⁷ 「海上自衛隊旗章規則」（昭和30年海上自衛隊訓令第44号）<http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/a_fd/1955/ax19551227_00044_000.pdf>

⁸ 自衛隊法第102条では、「自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、防衛大臣の定めるところにより、国旗及び第4条第1項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなければならない。」と規定しており、海上自衛隊旗章規則第15条第1項では、「自衛艦は、次の各号に掲げる時間、艦尾の旗ざお（潜水艦が航海中である場合にあってはセール上部の旗ざお）に自衛艦旗を掲揚しなければならない。（後略）」と規定している。

防衛省は日本側の立場を説明してきたが、韓国側の対応は変わらなかった⁹。その結果、岩屋毅防衛大臣（当時）は、海上自衛隊の国際観艦式への参加見送りを発表した¹⁰。

2019年9月11日には、韓国政府が、旭日旗の使用に対する憂慮を表明する書簡を国際オリンピック委員会（IOC）に送付した。韓国政府の説明によると、書簡の送付は、同年8月22日に大韓体育会が東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に対しオリンピック公式施設内における旭日旗の使用と持込みの禁止を求めた際に、同組織委員会が旭日旗〔の使用と持込み〕を認める立場をとったことに対する措置であるとしている。書簡は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の旭日旗についての見解に対する深い失望と憂慮を表明するとともに、旭日旗使用の不当性と使用禁止措置を求めるものとなっている¹¹。

2019年8月29日、韓国国会の文化体育観光委員会の安敏錫（アン・ミンソク）委員長により、同委員会で採択された「2020東京オリンピック及びパラリンピックにおける旭日旗の競技場内持込禁止措置を求める決議案」が、委員会提出の決議案として議長に提出された。同決議案は同年9月30日に本会議に上程され、出席議員199人中196人の賛成（残りの3人は棄権）により可決された¹²。

2019年10月2日には、国会外交統一委員会における外交部（部は日本の省に相当）の国政監査において、康京和（カン・ギョンファ）外交部長官が「IOCを通じて旭日旗の東京オリンピック〔の競技場〕への持込み及び使用がなされないようにする」とし、国際社会にも訴えていくとした¹³。

2 決議及び提案理由の全文（全訳）

主文

大韓民国国会は、第二次世界大戦当時、日本が帝国主義及び軍国主義の象徴として使用していた旭日旗が、2008年北京夏季オリンピック大会以降、2018年ジャカルタ・パレンバン夏季アジア競技大会に至るまで多くの国際競技大会で競技場内に持ち込まれ、応援の道具として使用されてきた現実に深い遺憾の意を表明する。特に、2020年の夏季オリンピック大会及び夏季パラリンピック大会は日本の東京で開催されるが、大会競技場において選手団及び観衆等が旭日

⁹ 「防衛大臣記者会見」2018年10月5日 防衛省ウェブサイト<<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2018/10/05a.html>> ; 防衛省編『日本の防衛：防衛白書』令和元年版 p.366. <<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2019/html/n33102000.html#a7>>

¹⁰ 「海自、韓国観艦式の参加見送り」『日本経済新聞』2018.10.6; 防衛省編 同上

¹¹ 「국제올림픽위원회에 도쿄올림픽 육일기 사용 우려 표명」2019.9.11. 문화체육관광부ウェブサイト <https://www.mcst.go.kr/kor/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=17469&pMenuCD=0302000000&pCurrentPage=8&pTypeDept=&pSearchType=01&pSearchWord=>> なお、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、旭日旗について持込禁止品とすることは想定していないとの方針を明らかにしたと報じられている。「旭日旗、競技場で容認へ 五輪組織委 韓国の禁止要請に方針」『産経新聞』2019.9.4.

¹² 「[2022214] 2020 도쿄 하계올림픽대회 및 하계패럴림픽대회에서의 육일기 경기장 내 반입금지 조치 촉구 결의안(문화체육관광위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z1J9Q0V8W2X8D1U8E1D7I1B3N2H5G2> なお、韓国国会では2012年8月にも、オリンピック等における旭日旗の競技場内持込禁止を求める同様の決議案（「日本の旭日昇天旗の使用と競技場内搬入禁止のための対応を求める決議案」）が議員発議により国会に提出されたことがあったが、このときは第19代国会（2012年5月～2016年5月）終了に伴い廃案となった。「[1901386] 일본의 육일승천기 사용과 경기장내 반입 금지를 위한 대응 촉구 결의안(안민석의원 등 67인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1J2I0T8G2K9X1U5P3P2D2Z4Y9X1N4>

¹³ 「강경화 장관 "평화의 제전인 올림픽에 육일기 사용은 문제"」2019.10.2. 중앙일보ウェブサイト <<https://news.joins.com/article/23593889>>

旗を応援の道具等として使用する行為が規制されない可能性がある点が憂慮される。

大韓民国国会は、スポーツを通じた世界平和の場となるべき 2020 年東京夏季オリンピック大会及び夏季パラリンピック大会において、侵略及び戦争の象徴である旭日旗の競技場内への持込み及び応援の道具等として使用する行為の根絶を求めるため、次のとおり決議する。

1. 大韓民国国会は、オリンピック及びパラリンピック等の国際競技大会において、競技場内に旭日旗並びに旭日旗のデザインを活用したユニフォーム及び小物を持ち込み、応援の道具として使用することによって、過去に帝国主義の侵略の対象となった国家の苦痛の記憶を刺激する行為に深い遺憾の意を表明する。
2. 大韓民国国会は、国際オリンピック委員会 (IOC)、国際パラリンピック委員会 (IPC) 及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (TOCOG) に、2020 年東京夏季オリンピック大会及び夏季パラリンピック大会期間及びその前後の期間に、競技場内に旭日旗並びに旭日旗のデザインを活用したユニフォーム及び小物を持ち込む行為並びにこれらを使用して応援する行為を禁止することを求める。
3. 大韓民国国会は、大韓民国政府が国際社会に対し、日本の旭日旗が持つ帝国主義的な意味を積極的に知らせ、国際競技大会だけでなく、あらゆる国際的な公式行事で旭日旗が使用されないよう、積極的な外交的努力を傾けることを求める。

提案理由

日本の旭日旗は、第二次世界大戦当時、日本が帝国主義及び軍国主義の象徴として使用していた。しかし、類似する事例であるドイツの「ハーケンクロイツ」が、戦後、帝国主義の象徴とみなされ、国際競技大会を含む全ての公式行事に使用されなかったこととは異なり、旭日旗はそのような制裁を受けず、依然として国際競技大会の競技場に持ち込まれ、応援の道具として使用されることで、過去に帝国主義の侵略対象となった国家に、否定的な歴史の記憶を繰り返し思い起こさせている。

特に、2020 年の夏季オリンピック大会及び夏季パラリンピック大会は日本の東京で開催されるが、大会競技場で選手団又は観衆等が旭日旗を応援の道具等として使用する行為が規制されない可能性があり、これによって、全世界に旭日旗の持つ歴史的意味が誤って伝わる可能性がある点が憂慮される。

ここに大韓民国国会は、2020 年東京夏季オリンピック大会及び夏季パラリンピック大会において世界調和及び平和促進という本来の目標が達成されるよう、本決議の提案をもって、大韓民国政府に対し、このためのあらゆる措置と支援を要求し、国際オリンピック委員会 (IOC)、国際パラリンピック委員会 (IPC) 及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (TOCOG) 等の国際社会に対し、関心 [の喚起] と協力を要請するという国会の意志を表明する。